

平成25年度 中小企業庁支援策のご案内

中小小売商業者を支援します

全国の販売業者、サービス業者、卸売業者の皆さまの悩み相談から、イベント開催のサポートまで様々な応援をします。



商業・地域
サポート



経済産業省

中小企業庁

1

商店街の活性化に向けた取組を総合的に支援します

「地域コミュニティの担い手」として活性化を図る商店街の取組を重点的に支援します。

1 全国の商店街の活性化を応援します

地域商店街活性化法※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

商店街の組合(商店街振興組合・事業協同組合等)が、地域住民のニーズに応じて実施する商店街活性化の取組を、各ブロックの経済産業局で認定の上、手厚く支援します。

<支援対象となる商店街活性化の取組例>

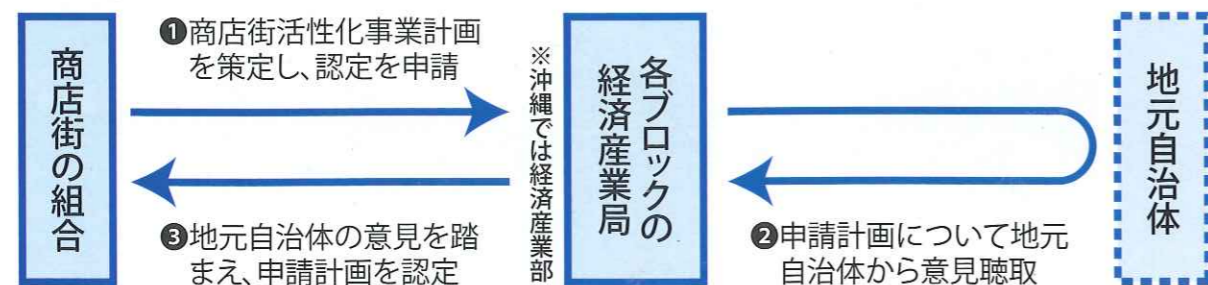
- * 空き店舗を利用したチャレンジショップ、アンテナショップ
- * アーケード、コミュニティ施設(子育て支援施設や高齢者交流施設等)
- * 地域資源を活用したイベント、ブランド開発

認定された商店街活性化の取組には、「地域中小商業支援事業」(中小商業活力向上事業)の補助率が最大で2/3にかさ上げになるとともに、無利子融資や税制などの優遇措置も受けられます。

※支援措置を活用するためには、別途申し込み、審査が必要になります。

<主な支援措置の内容>

- * 商店街のアーケード、広場、街路、共同店舗の整備などに対する無利子融資(高度化融資:中小機構と都道府県、あるいは市町村(特別区を含む)が一体となって融資を行う制度です。)
- * 小規模商店が設備・機器を取得する際の無利子融資(小規模事業者等設備導入資金助成法の特例)
- * 空き店舗の敷地など有休土地の譲渡を促す税制措置(土地譲渡所得の1,500万円特別控除)



用賀商店街振興組合(東京都世田谷区)



竹原駅前商店街振興組合(広島県竹原市)



川端中央商店街振興組合(福岡県福岡市)

お問い合わせ先 ●最寄りの経済産業局(最終頁参照)
●中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

2

にぎわいづくりの取組や施設の整備・地域コミュニティの機能再生に向けた取組に補助金が受けられます

地域中小商業支援事業

○中小商業活力向上事業

商店街等が地域コミュニティの担い手として、少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化事業を行う場合に支援を実施します。

*補助率:2/3、1/2、1/3

- ・補助率1/3...1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率1/2...複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率2/3...複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法の認定を受けて実施する事業

*対象者:商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、商店街組織(法人化されていない任意団体の商店街)、民間事業者など

*対象事業:商店街などにおいて実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街の活性化を図る事業

- [社会課題] ①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携
④地域活性化 ⑤創業・人材 ⑥環境

○支援対象となる商店街活性化の取組例



【イベント事業】



【アンテナショップ】



【チャレンジショップ】

○地域商業再生事業

商店街等が実施する、地域コミュニティの機能再生に向けた取組や、商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した形で構造改革を進める取組を支援します。

*補助率:2/3

Ⅰ地域コミュニティ機能再生事業

*対象者:本事業に連携して取り組む、商店街等(商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織)と民間事業者(まちづくり会社や特定非営利活動法人等)など。

*対象事業:

- (1)地域状況調査分析事業
商店街等において地域に必要とされるコミュニティの機能を精査するとともに、地域が自立的に継続して取り組むべき事業であることを特定するために必要な調査分析事業
- (2)コミュニティ機能再生事業
 - ①コミュニティ機能再生施設等整備事業
地域状況調査分析事業等の結果に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する施設等を整備する事業
 - ②コミュニティ機能再生支援事業
地域状況調査分析事業等の結果に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する事業

○支援対象となる商店街活性化の取組例



【高齢者交流拠点】



【子ども見守りサービス】

II 商店街等構造改革事業

*対象者：商店街等(商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織)

*対象事業：

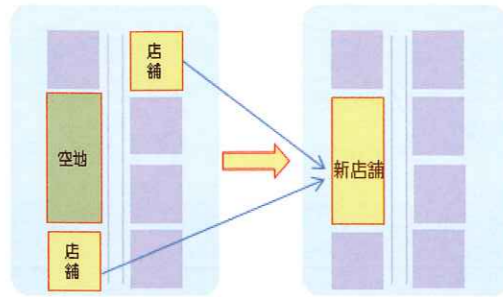
(1)商店街等構造改革調査分析事業

商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地域に必要とされるコミュニティ機能の自律かつ継続的な維持・強化を図る上で、必要な取組であることを確認するために必要な調査・分析事業。

(2)商店街等構造改革支援事業

商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、商店街等構造改革調査分析事業等の結果に基づき、商店街組織を取り巻く外部環境の変化に適合した構造改革と認められ、かつ地域のコミュニティ機能の自律かつ継続的な維持・強化が図られる事業

○支援対象となる商店街活性化の取組例



【店舗の集約化】



【次代を担う人材育成】

お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局(最終頁参照)
● 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

3 (株)全国商店街支援センターを活用ください

(株)全国商店街支援センター事業

地域の課題解決に取り組む商店街の皆さまに向け、支援人材の派遣、研修等を柱とした地域ニーズや課題に応じた支援メニューを用意し、商店街を支援します。

○支援パートナー派遣事業

地域商店街活性化法の認定を目指す際のアドバイス、申請手続きのサポートを行うとともに、法人格のない組織・団体が組合設立を目指すサポート等も行います。

○THE商人塾!事業

商店街の若手、後継者等を「商店街の次世代リーダー」として発掘・育成する商人塾を実施します。

○商店街のネットワーク構築事業

各地で育成した商店街活性化の担い手同士のネットワークを構築します。

○個店の魅力アップ入門事業

個店の魅力を引き出すため、店舗でのアドバイスと座学を1日の研修で実施します。

○繁盛店づくり実践プログラム事業

商店街が一丸となって取り組む個店の魅力づくりを、5ヶ月間のプログラムで実施します。

○商店街の自主取組提案事業

商店街が抱える問題に対して、自主的な研修等を通じた解決への取り組みを支援します。

○商店街活性化計画作成支援事業

商店街が「商店街活性化計画」を作成するためのアドバイス・サポートを行います。

○商店街等の組織力強化支援事業

商店街の組織力を強化するため、若手・女性等の商店街の担い手を育成します。

○商店街の創業促進事業

創業者を受け入れる体制づくりと、創業者を誘致するための仕組みづくりを支援します。

○課題別活性化策の実証モデル事業

商店街の具体的な課題に対する、活性化策の検証・実証に対して支援します。



店舗でのアドバイス風景(新潟県新発田市)



商人塾での活性化プラン作成風景(茨城県水戸市)

お問い合わせ先 ● (株)全国商店街支援センター TEL.03-6228-3061

<http://www.syoutengai-shien.com/>

4 継続的な活性化に向けた取組に補助金が受けられます

地域商店街活性化事業

全国商店街振興組合連合会が、商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある取組を支援します。

- *補助率:定額
- *補助額:上限 400万円 下限 30万円
- *対象者:商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織
- *対象事業:商店街組織が地域のコミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果ある取組であって、商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等の事業



被災地物産展の開催



商店街マップの作成



継続的な活性化が期待できるイベントの開催

- お問い合わせ先 ● 全国商店街振興組合連合会 TEL.03-3553-9300 URL:<http://www.syoutengai.or.jp/>
● 各都道府県の商店街振興組合連合会

5 安心・安全なまちづくりのための取組や施設の整備に補助金が受けられます

商店街まちづくり事業

商店街が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を支援します。

- *補助率:2/3
- *補助額:上限 1億5,000万円 下限 50万円
※ただし、街区が広範に及ぶ等、特段の事情がある場合は、事業計画書にその事情を記載し、特に必要と認められた案件については、上限を2億円まで拡大できることとする。
- *対象者:商店街組織
・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
・法人化されていない任意の商店街組織であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの等
- *対象事業:商店街等において実施する事業であって、当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備
また、あわせて、補助事業実施期間中における歩行者通行量の測定のための事業

○支援対象となる商店街の取組例



警察



学校



消防



その他の行政機関

地域の行政機関等からの要請



街路灯の充実



防犯カメラの設置



空き店舗活用

- お問い合わせ先 ● 商店街まちづくり事業事務局 TEL.03-5551-9291 〒104-8411 東京都中央区築地1-11-10
URL:<http://www.syoutengai.or.jp/machi/innnnnndex.html>

6 中小小売商業者のみなさんの悩みごとの相談に応じます

商業活性化アドバイザー派遣事業

「個々のお店の活性化を図りたい」、「どうしたらイベントがうまくできるか?」と行った商店街などの個別の悩みごとに、中小企業診断士等のプロが一定期間無料で相談に応じます。

- お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 TEL.03-5470-1632

7 所得税・法人税が軽減されます

土地譲渡所得の特別控除

商店街などが行う施設整備に協力して土地を売った方は、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。 ※地域商店街活性化法の認定のほか、一定の条件があります。

- お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局(最終頁参照)
● 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

8 必要な資金の低利融資が受けられます

低利融資制度(企業活力強化資金)

卸売業・小売業・サービス業の方が商店街の空き店舗に出店する場合や、まちづくり会社が店舗を設置する際に必要となる設備資金や運転資金に低利の融資が受けられます。

- お問い合わせ先 ● 日本政策金融公庫(最終頁参照)

高度化融資制度

中小企業者がアーケードや駐車場などの共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際に、融資を受けることができます。地域商店街活性化法及び中小小売商業振興法の認定を受けてアーケードの設置などの事業を行う場合には、金利が無利子となります。

- お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 地域振興企画課 TEL.03-5470-1528
● 各都道府県中小企業担当課

小規模企業者等設備導入資金制度

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援します。

- お問い合わせ先 ● 各都道府県中小企業支援センター(下記のHP参照)
● 全国中小企業取引振興協会 TEL.03-5541-6688 <http://www.zenkyo.or.jp>

9 お金が借りやすくなります

中小企業信用保険法の特例

地域商店街活性化法及び中小小売商業振興法の認定を受けると、事業の資金を銀行から借り入れる際、信用保証協会により保証の枠が広がります。

- お問い合わせ先 ● 全国信用保証協会連合会 TEL.03-3271-7201
● 最寄りの信用保証協会

2

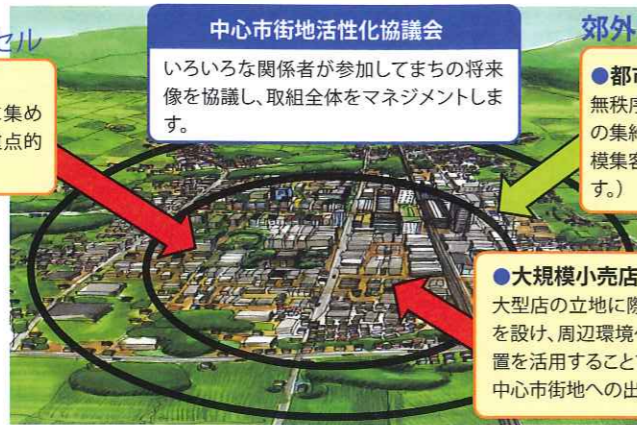
活気とにぎわいのある 中心市街地のまちづくりを支援します

病院や学校、住宅施設など都市機能を集約し、にぎわいあふれる中心市街地や商業の拠点づくりを進めたい事業者の皆さんを応援します。

中心市街地の活性化を推進します

中心市街地へのアクセラ

●**中心市街地活性化法**
公共施設、住宅などを街なかに集めた活気あふれるまちづくりを重点的に支援します。



〈まちづくり三法による中心市街地活性化の推進イメージ〉

中心市街地活性化協議会

いろいろな関係者が参加してまちの将来像を協議し、取組全体をマネジメントします。

郊外開発へのブレーキ

●**都市計画法**
無秩序な土地の利用を制限し、都市機能の集約を図ります。(郊外部における大規模集客施設の立地制限等が可能となります。)

●大規模小売店舗立地法

大型店の立地に際し、出店まで一定の期間と手続きを設け、周辺環境への配慮を求めます。また、特例措置を活用することで、大型店の出店手続きを緩和し、中心市街地への出店を促進します。

1 中心市街地の商機能を強化させるための 取組に補助金が受けられます

中心市街地魅力発掘・創造支援事業

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援します。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、重点的に支援を行います。

*補助率: 1/2、2/3

*対象者: まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 など



統一した景観を有する
商空間モデル構築等



ICカードを活用した
電子マネーサービスの
モデル事業

- お問い合わせ先
- 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)
 - 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929
 - 経済産業省 中心市街地活性化室 TEL.03-3501-3754

2 まちづくりへの取組の診断が受けられます

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

「まちづくりに効果のある商業活性化の事業をどう進めればいいのか?」といった悩みを抱える協議会などを対象に、専門家が現地を訪問し、その取組方法を診断。解決へのサポートを行います。

- お問い合わせ先
- 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 TEL.03-5470-1632

3 悩みごとへの相談が受けられます

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

「中心市街地活性化協議会をうまく機能させたい」、「商店街のイベントに地域の人をうまく巻き込む方法は?」といった中心市街地の商業活性化に関する個別の悩みごとに、中小企業診断士等のプロが一定期間無料で相談に応じます。

- お問い合わせ先
- 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 TEL.03-5470-1632

中心市街地活性化協議会運営支援事業

協議会の設立・運営にあたって、情報提供や協議会同士の情報交流・課題解決のためのワークショップなどを開催します。また、全国の協議会の取組をHPなどにより提供します。

- お問い合わせ先
- 中心市街地活性化協議会支援センター TEL.03-5470-1623 <http://machi.smrj.go.jp>

4 必要な資金の低利融資が受けられます

低利融資制度(企業活力強化資金)

卸売業・小売業・サービス業の方が中心市街地に出店する場合やまちづくり会社が中心市街地に店舗を設置する際などに必要となる設備資金や運転資金に、低利の融資が受けられます。

- お問い合わせ先
- 日本政策金融公庫 (最終頁参照)

高度化融資制度

中小企業者がアーケードや駐車場などの共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際などに、融資を受けることができます。中心市街地活性化法の中小小売商業高度化事業の認定を受けてアーケードの設置などの事業を行う場合には金利が無利子となります。

- お問い合わせ先
- 中小企業基盤整備機構 地域振興企画課 TEL.03-5470-1528
 - 各都道府県中小企業担当課

5 所得税・法人税が軽減されます

土地譲渡所得の特別控除

商店街などが行う施設整備に協力して土地を売った方は、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。

- お問い合わせ先
- 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)
 - 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

6 必要な資金の低利融資が受けられます

中小企業信用保険法の特例

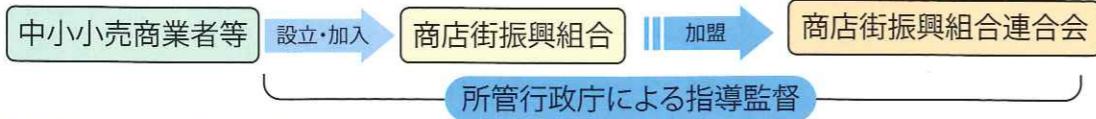
中心市街地活性化法の中小小売商業の事業計画の認定を受けると、事業の資金を銀行から借り入れる際、信用保証協会による保証の枠が広がります。

- お問い合わせ先
- 全国信用保証協会連合会 TEL.03-3271-7201
 - 最寄りの信用保証協会

3

中小小売商業者の組織化を支援します

小売商業又はサービス業を営む30人以上が近接して商店街を形成していることなどの条件を満たしている場合に商店街振興組合を設立できます。



商店街振興組合

構成員の発展や公共の福祉を増進することを目的に、以下の事業を行うことができます。

- 販売、購買、保管などの共同事業の実施。
- ポイントカードや商品券の発行。
- アーケードや街路灯の設置等の環境整備事業の実施など。

商店街振興組合を設立すると次のようなメリットがあります。

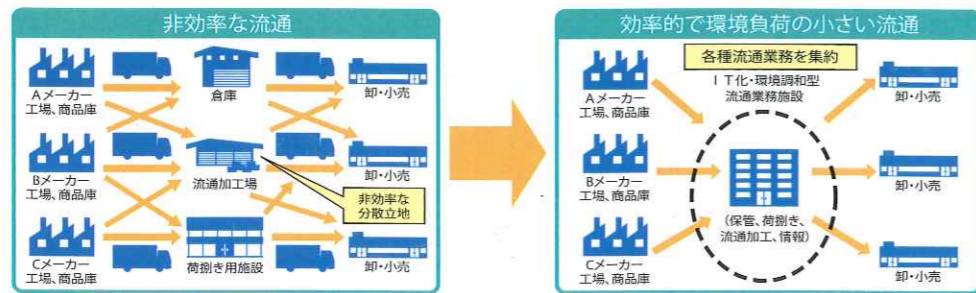
- ① 税制面で様々な優遇措置を受けることができます。
- ② アーケードなどの公共的な共同施設を整備するときに、国や自治体の補助が受けられるほか、中小企業基盤整備機構と都道府県が実施する高度化融資の利用が可能となります。
- ③ 市や都道府県の各種商店街振興施策を活用することができます。

お問い合わせ先 ●各市(または特別区)の担当課

4

共同物流に対する取組を支援します

中小のメーカー、卸、小売、物流業者の方々の流通業務(保管、加工、配送など)を総合化・効率化し物流コスト削減を図る取組を総合的に支援します。



主務大臣による基本方針の認定 → 事業者による効率化計画の作成 → 主務大臣による効率化計画の認定

効率化計画の認定を受けると次のようなメリットがあります

- ① 運送事業を行う際に必要な認可の一括取得が可能になります。
- ② 効率化計画に基づく事業に対し、長期・低利の高度化融資が受けられます。

お問い合わせ先 ●最寄りの経済産業局(最終頁参照) ●各都道府県中小企業担当課
●中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

MEMO



お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

担当部署

●中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929 (直通)

地方経済産業局

北海道経済産業局	流通産業課 商業振興室	TEL.011-738-3236(直通)
東北経済産業局	商業・流通・サービス産業課	TEL.022-221-4914(直通)
関東経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.048-600-0318(直通)
中部経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.052-951-0597(直通)
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	TEL.06-6966-6025(直通)
中国経済産業局	流通・サービス産業課	TEL.082-224-5653(直通)
四国経済産業局	商業・流通・サービス産業課	TEL.087-811-8524(直通)
九州経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.092-482-5456(直通)
沖縄総合事務局	商務通商課	TEL.098-866-1755(直通)

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業事業) (国民生活事業)

事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

TEL.098-941-1785

相談室

中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667

■中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709 <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁 広報室

中小企業庁 検索

インターネットから冊子の注文が可能です

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>

